

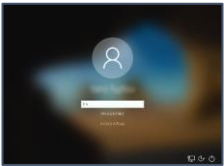
病院・診療所向け オンライン資格確認・電子処方箋・電子カルテ情報共有サービスクイックガイド

① 医療機関等の通常の窓口の場合・その他（資格確認書等での資格確認時）の場合（1/2）

業務開始時・終了時に行うこと（毎日）

業務開始前に行うこと
端末の電源を入れる・ログインする

① 資格確認端末、顔認証付きカードリーダーの電源を入れる
② 資格確認端末にログインする



業務終了時に行うこと
端末の電源を切る

① 資格確認端末、顔認証付きカードリーダーの電源を切る
※ 画面に更新が必要な旨表示された場合、再起動を行った上で、シャットダウン
※ 画面表示できない資格確認端末を使用している場合、資格確認端末の電源は切らない



※ 以下の  は、電子処方箋管理サービス導入済みの病院・診療所で、顔認証付きカードリーダーを設定することにより表示されます。

患者来院時に行うこと（毎日）（1/2）

実物のマイナンバーカードでの資格確認時

来院

本人確認

提供情報選択

同意取得

処方箋の発行
形態の選択

結果確認・照会番号登録

① マイナンバー
カードを置く
【患者】



② 本人確認
方法を選択
【患者】

本人確認の方法を
選んでください。

顔認証を行う

暗証番号を入力

終了する

本人確認の情報は、他の
目的には使用しません。

① 顔の撮影、又は暗証番号
を入力【患者】

顔を枠内に入れてください



1 2 3

4 5 6

7 8 9

0 削除

① 提供する情報を
選択【患者】

特定疾病療養受療証情報を
提供しますか。

提供する

提供しない

① 医療情報の閲覧同意を
選択【患者】

過去の医療情報等の提供
に同意しますか。
【手術・傷病名、感染症
／診療、お薬／健診】

全て同意する

個別に同意する

① 希望する処方箋の
種類を選択【患者】

処方箋の発行方法
を選択してください

電子処方箋を希望

紙の処方箋を希望

① レセプトコンピュータ用端末等で
結果確認



② 照会番号の登録

病院・診療所毎に任意で照会番号
（患者を特定する任意の番号）
を登録することで、次回来院時に
スムーズに患者の特定ができます。
※ レセプトコンピュータ用端末の仕様により
差異有り。詳細は、「レセプトコンピュータ用
端末等操作マニュアル」を参照ください。

顔認証・暗証番号入力
ができない場合

※ 詳細は、「顔認証付きカードリーダー操作マニュアル」を参照ください。

「個別に同意する」を
選択した場合

目視による本人確認を用いた資格確認時※

※資格確認端末で目視モードに切り替える方法は「操作マニュアル(一般利用者・医療情報閲覧者編)」を参照ください。

目視確認用パスコードの入力

目視確認

① 顔認証付きカードリーダー
の初期画面にある「職員用
ボタン」を押下

職員用ボタン

●●●●病院

マイナンバーカードを
置いてください。

② 目視確認用パス
コードを入力

目視確認用パスコードを
入力してください。

1 2 3

4 5 6

7 8 9

0 中止

① 顔写真を目視で確認し本人
確認



② マイナンバーカードを置く【患者】

資格確認を開始します。
目視で本人確認を行いマ
イナンバーカードを置い
てください。

中止



※ 詳細は、「顔認証付きカードリーダー操作マニュアル」を参照ください。

※「個別に同意する」を選択した場合の操作【患者】

登録済みの閲覧同意がなければ、各医療情報の同意確認画面が表示されます。過去に登録されている個別同意がある場合は、その同意状況について確認でき、同意状況の引継ぎが可能です。

過去の医療情報等の提供
に同意しますか。
【手術・傷病名、感染症
／診療、お薬／健診】

全て同意する

個別に同意する

過去の医療情報等の提供
に同意しますか。

現在の同意状況をみる

現在の同意状況を
引き継ぐ

選択し直す

・手術、傷病名、感染症
検査結果： ○

・診療（感染症を除く検
査結果、アレルギー等）、
お薬： ○

・健診 ○

戻る

【各医療情報の閲覧同意確認画面イメージ】

過去の手術情報を当画面
に提供することに同意し
ますか。

同意する

同意しない

※手術情報の例

① 医療機関等の通常の窓口の場合・その他（資格確認書等での資格確認時）の場合（2/2）

患者来院時に行うこと（毎日）（2/2）

スマートフォンのマイナンバーカードでの資格確認時

来院

本人確認

提供情報選択

同意取得

処方箋の発行形態の選択

①「スマートフォンを利用する」を押下【患者】

職員モード

〇〇〇〇病院

マイナンバーカードを置いてください。

スマートフォンを利用する

①スマートフォンの種類を選択【患者】

スマートフォンの種類を選択してください。

Android

iPhone

キャンセル

＜Androidの場合＞

②暗証番号を入力し、スマートフォンのマイナンバーカードをスマホ用カードリーダーにかざす【患者】

電子証明書の暗証番号を入力してください。

1234567890

中止

＜iPhoneの場合＞

②生体認証でスマートフォンのマイナンバーカードを表示させ、スマホ用カードリーダーにかざす【患者】

iPhoneをマイナンバーカードが選択されている状態にしてスマホ用カードリーダーにかざしてください。

中止する

①提供する情報を選択【患者】

特定疾病療養受療証情報を提供しますか。

提供する

提供しない

①医療情報の閲覧同意を選択【患者】

過去の医療情報等の提供に同意しますか。
【手術・傷病名、感染症／診療、お薬／健診】

全て同意する

個別に同意する

①希望する処方箋の種類を選択【患者】

処方箋の発行方法を選択してください

電子処方箋を希望

紙の処方箋を希望

※ 詳細は、「顔認証付きカードリーダー操作マニュアル」を参照ください。

スマートフォンのマイナンバーカードでの資格確認時

結果確認・照会番号登録

①レセプトコンピュータ用端末等で結果確認

結果確認画面

②照会番号の登録

病院・診療所毎に任意で照会番号（患者を特定する任意の番号）を登録することで、次回来院時にスムーズに患者の特定ができます。

※ レセプトコンピュータ用端末の仕様により差異有り。
詳細は、「レセプトコンピュータ用端末等操作マニュアル」を参照ください。

資格確認書での資格確認時

来院

必要情報の入力

結果確認・登録

処方箋の発行形態の選択

①資格確認書の現物を確認

①被保険者資格に係る記号・番号・枝番、生年月日、資格確認日をレセプトコンピュータ用端末等に入力

①レセプトコンピュータ用端末等で結果確認

②照会番号の登録

病院・診療所毎に任意で照会番号（患者を特定する任意の番号）を登録しておくことで、次回来院時にスムーズに患者の特定ができます。

※ 電子処方箋を導入している場合。
※ その他、病院・診療所内で定めた方法でも問題ありません。

※ レセプトコンピュータ用端末の仕様により差異有り。詳細は、「レセプトコンピュータ用端末等操作マニュアル」を参照ください。

薬剤情報等（薬剤情報、処方・調剤情報、診療情報）・特定健診等情報・臨床情報閲覧時

薬剤情報等・特定健診等情報・臨床情報検索

薬剤情報等・特定健診等情報・臨床情報閲覧

①電子カルテシステム等の端末で検索条件を入力し、患者の情報を検索 ※患者から同意を取得している場合のみ

①電子カルテシステム等の端末より当該患者の薬剤情報等・特定健診等情報・臨床情報を閲覧

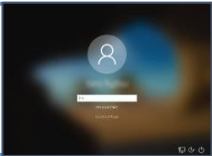
処方・調剤情報

電子処方箋導入済みの場合、薬剤情報等閲覧時に、電子処方箋管理サービスに登録された直近のお薬のデータである「処方・調剤情報」（院内処方の情報を含む。）を、追加で確認することができます。

※ 詳細は、「電子カルテシステム等操作マニュアル」を参照ください。

② 医療機関等の通常の窓口とは異なる動線（マイナンバーカードによる同意取得）の場合（1/3）

業務開始時・終了時に行うこと（毎日）

業務開始前に行うこと	業務終了時に行うこと
端末の電源を入れる・ログインする	端末の電源を切る
① 資格確認端末の電源を入れる ② 資格確認端末にログインする 	① 資格確認端末の電源を切る ※ 画面に更新が必要な旨表示された場合、再起動完了を行った上で、シャットダウン ※ 画面表示できない資格確認端末を使用している場合、資格確認端末の電源は切らない 

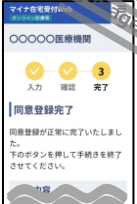
※ 以下の  は、電子処方箋管理サービス導入済みの病院・診療所の場合、表示されます。

患者来院時・入院中の資格確認時に行うこと(1/3)

A-1.医療機関の端末でマイナ在宅受付Webへアクセスする場合

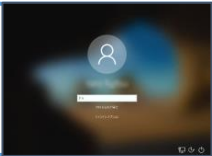
同意取得・資格確認					
マイナ在宅受付Web アクセス	同意内容の選択	処方箋の 発行形態の選択	登録内容の確認	本人確認	登録完了
① URLからアクセス【職員】 	① 診療予約日に受診日当日を入力、医療情報の閲覧同意の内容選択を案内【職員】 	① 希望する処方箋の発行形態の選択を案内【職員】 	① 登録内容を確認【患者】 	＜実物のマイナンバーカードを使用する場合＞ ① 実物のマイナンバーカードの暗証番号入力、読み取り【患者】  ＜スマートフォンのマイナンバーカードを使用する場合＞ ※医療機関端末がタブレット・ノートPCの場合のみ使用可能 ①タブレット・ノートPCに表示された二次元コードを患者自身のスマートフォンで読み取り、生体認証等又は暗証番号入力を実施【患者】 [生体認証等]  [暗証番号入力] 	① 同意内容・処方箋の発行形態の登録完了を確認【患者】 
※ 詳細は、「マイナ在宅受付Webシステム操作マニュアル(訪問診療等編)」を参照ください。					

A-2.患者の端末でマイナ在宅受付Webへアクセスする場合

同意取得・資格確認					
マイナ在宅受付Web アクセス	同意内容の選択	処方箋の 発行形態の選択	登録内容の確認	本人確認	登録完了
① 二次元コード・URLからアクセス【患者】 	① 診療予約日に受診日当日を入力、医療情報の閲覧同意の内容を選択【患者】 	① 希望する処方箋の発行形態を選択【患者】 	① 登録内容を確認【患者】 	＜実物のマイナンバーカードを使用する場合＞ ① 実物のマイナンバーカードの暗証番号入力、読み取り【患者】  ＜スマートフォンのマイナンバーカードを使用する場合＞ ①生体認証等又は暗証番号入力を実施【患者】 [生体認証等]  [暗証番号入力] 	① 同意内容・処方箋の発行形態の登録完了を確認【患者】 
※ 詳細は、「マイナ在宅受付Webシステム操作マニュアル(訪問診療等編)」を参照ください。					

② 医療機関等の通常の窓口とは異なる動線（マイナンバーカードによる同意取得）の場合（2/3）

業務開始時・終了時に行うこと（毎日）

業務開始前に行うこと	業務終了時に行うこと
端末の電源を入れる・ログインする	端末の電源を切る
① 資格確認端末の電源を入れる ② 資格確認端末にログインする 	① 資格確認端末の電源を切る ※ 画面に更新が必要な旨表示された場合、再起動完了を行った上で、シャットダウン ※ 画面表示できない資格確認端末を使用している場合、資格確認端末の電源は切らない 

※ 以下の  は、電子処方箋管理サービス導入済みの病院・診療所の場合、表示されます。

患者来院時・入院中の資格確認時に行うこと(2/3)

B.マイナ資格確認アプリを利用する場合

同意取得・資格確認							
ログイン	認証方法選択	同意内容の選択	処方箋の発行形態の選択	登録内容の確認	本人確認	マイナンバーカード読み取り	同意登録完了
① パスコード又は生体認証でログイン【職員】  	① 画面右上の歯車マーク  からメニューを表示【職員】  ②セキュリティ設定の「目視確認で本人認証」を、目視確認の場合は  、暗証番号入力の場合は  を選択【職員】 	① 医療情報の閲覧同意の内容を選択【患者】  ※ 画面上部に「外来診療等（通常とは異なる動線）」と表示されていることを確認	① 希望する処方箋の発行形態を選択【患者】 	① 登録内容を確認し、本人認証方法を選択【患者】 <目視確認> 「マイナンバーカード（目視）」、「iPhone」又は「Android」から選択【患者】  <暗証番号入力> 「マイナンバーカード（暗証番号）」、「iPhone」又は「Android」から選択【患者】 	① 本人確認を実施<マイナンバーカード（目視）>マイナンバーカードの顔写真を目視で確認し、本人確認【職員】  <マイナンバーカード（暗証番号）>マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の暗証番号を入力【患者】  <iPhone>患者自身のスマートフォンでマイナンバーカードを表示後、生体認証を実施【患者】  <Android>スマホ用利用者証明用電子証明書の暗証番号を入力【患者】 	① マイナンバーカードを読み取り【患者】 <マイナンバーカード（目視）又はマイナンバーカード（暗証番号）を選択した場合>   <iPhone又はAndroidを選択した場合>  	① 同意内容・処方箋の発行形態の登録完了を確認【患者】 

※ 詳細は、「マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方」を参照ください。

② 医療機関等の通常の窓口とは異なる動線（マイナンバーカードによる同意取得）の場合（3/3）

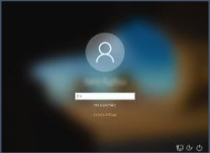
業務開始時・終了時に行うこと（毎日）

業務開始前に行うこと

端末の電源を入れる・ログインする

① 資格確認端末の電源を入れる

② 資格確認端末にログインする



業務終了時に行うこと

端末の電源を切る

① 資格確認端末の電源を切る

※ 画面に更新が必要な旨表示された場合、再起動完了を行った上で、シャットダウン

※ 画面表示できない資格確認端末を使用している場合、資格確認端末の電源は切らない



※ 以下の  は、電子処方箋導入済みの病院・診療所の場合、表示されます。

患者来院時・入院中の資格確認時に行うこと(3/3)

資格情報の照会（一括）

該当する患者情報をアップロード

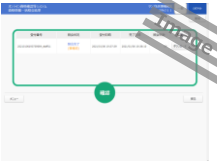
照会結果を確認・ダウンロード

照会番号登録

① 資格確認一括要求ファイルを作成し、オンライン資格確認等システムにアップロード



① アップロード後しばらく時間をおいてから、照会結果を確認・ダウンロード



① 照会番号の登録

医療機関等毎に任意で照会番号（患者を特定する任意の番号）を登録しておくことで、次回診療前にスムーズに患者の特定ができます。

※ 詳細は、「操作マニュアル(一般利用者・医療情報閲覧者編)」を参照ください。

資格情報の照会（個別）

該当する患者情報の入力・検索

照会結果を確認・ダウンロード

照会番号登録

① 診療区分に「オンライン診療等」を選択のうえ、患者の保険者番号・被保険者資格に係る番号・枝番、生年月日、診療日をオンライン資格確認等システムに入力し検索



① 照会結果を確認・ダウンロード



① 照会番号の登録

医療機関等毎に任意で照会番号（患者を特定する任意の番号）を登録しておくことで、次回診療前にスムーズに患者の特定ができます。

※ 詳細は、「操作マニュアル(一般利用者・医療情報閲覧者編)」を参照ください。

薬剤情報等（薬剤情報、処方・調剤情報、診療情報）・特定健診等情報・臨床情報閲覧時

薬剤情報等・特定健診等情報・臨床情報検索

薬剤情報等・特定健診等情報・臨床情報閲覧

① 電子カルテシステム等の端末で検索条件を入力し、患者の情報を検索 ※患者から同意を取得している場合のみ



① 電子カルテシステム等の端末より当該患者の薬剤情報等・特定健診等情報・臨床情報を閲覧



※ 詳細は、「電子カルテシステム等操作マニュアル」を参照ください。

処方・調剤情報

電子処方箋導入済みの場合、薬剤情報等閲覧時に、処方箋由来の直近のお薬のデータである「処方・調剤情報」を、追加で確認することができます。

③ 訪問診療等、往診（マイナンバーカードによる同意取得）の場合（1/3）

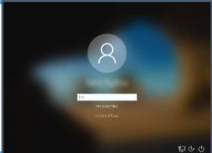
業務開始時・終了時に行うこと（毎日）

業務開始前に行うこと

端末の電源を入れる・ログインする

① 資格確認端末の電源を入れる

② 資格確認端末にログインする



業務終了時に行うこと

端末の電源を切る

① 資格確認端末の電源を切る

※ 画面に更新が必要な旨表示された場合、再起動完了を行った上で、シャットダウン

※ 画面表示できない資格確認端末を使用している場合、資格確認端末の電源は切らない



※ 以下の  は、電子処方箋管理サービス導入済みの病院・診療所の場合、表示されます。

初回訪問時に行うこと（1/2）

A-1.医療機関の端末でマイナ在宅受付Webへアクセスする場合

同意取得・資格確認

マイナ在宅受付Web
アクセス

同意内容の選択

 処方箋の
発行形態の選択

登録内容の確認

本人確認

登録完了

① URLからアクセス【職員】



① 医療情報の閲覧同意の
内容選択を案内【職員】



① 希望する処方箋
の発行形態の選
択を案内【職員】



① 登録内容を確認
【職員】



<実物のマイナンバーカードを使用する場合>
① 実物のマイナンバーカードの暗証番号入力、
読み取り【患者】



<スマートフォンのマイナンバーカードを使用する場合>
※ 医療機関端末がタブレット・ノートPCの場合のみ使用可能
① タブレット・ノートPCに表示された二次元コードを患
者自身のスマートフォンで読み取り、生体認証等又は
暗証番号入力を実施【患者】

[生体認証等]



[暗証番号入力]



① 同意内容・処方箋
の発行形態の登
録完了を確認
【職員・患者】



※ 詳細は、「マイナ在宅受付Webシステム操作マニュアル(訪問診療等編)」を参照ください。

A-2.患者の端末でマイナ在宅受付Webへアクセスする場合

同意取得・資格確認

マイナ在宅受付Web
アクセス

同意内容の選択

 処方箋の
発行形態の選択

登録内容の確認

本人確認

登録完了

① 二次元コード・URLから
アクセス【患者】



① 医療情報の閲覧同意の
内容選択【患者】



① 希望する処方箋
の発行形態を
選択【患者】



① 登録内容を確認
【患者】



<実物のマイナンバーカードを使用する場合>
① 実物のマイナンバーカードの暗証番号入力、
読み取り【患者】



<スマートフォンのマイナンバーカードを使用する場合>
① 生体認証等又は暗証番号入力を実施【患者】

[生体認証等]



[暗証番号入力]



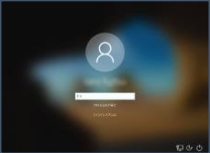
① 同意内容・処方箋
の発行形態の登
録完了を確認
【職員・患者】



※ 詳細は、「マイナ在宅受付Webシステム操作マニュアル(訪問診療等編)」を参照ください。

③ 訪問診療等、往診（マイナンバーカードによる同意取得）の場合（2/3）

業務開始時・終了時に行うこと（毎日）

業務開始前に行うこと	業務終了時に行うこと
端末の電源を入れる・ログインする	端末の電源を切る
① 資格確認端末の電源を入れる ② 資格確認端末にログインする 	① 資格確認端末の電源を切る ※ 画面に更新が必要な旨表示された場合、再起動完了を行った上で、シャットダウン ※ 画面表示できない資格確認端末を使用している場合、資格確認端末の電源は切らない 

※ 以下の  は、電子処方箋管理サービス導入済みの病院・診療所の場合、表示されます。

初回訪問時に行うこと（2/2）

B.マイナ資格確認アプリを利用する場合

同意取得・資格確認							
ログイン	認証方法選択	同意内容の選択	処方箋の発行形態の選択	登録内容の確認	本人確認	マイナンバーカード読み取り	同意登録完了
① パスコード又は生体認証でログイン【職員】  	① 画面右上の歯車マーク  からメニューを表示【職員】  ②セキュリティ設定の「目視確認で本人認証」を、目視確認の場合は  、暗証番号入力の場合は  を選択【職員】 	① 医療情報の閲覧同意の内容を選択【患者】  ※ 画面上部に「訪問診療等」と表示されていることを確認	① 希望する処方箋の発行形態を選択【患者】 	① 登録内容を確認し、本人認証方法を選択【患者】 <目視確認> 「マイナンバーカード（目視）」、「iPhone」又は「Android」から選択【患者】  <暗証番号入力> 「マイナンバーカード（暗証番号）」、「iPhone」又は「Android」から選択【患者】 	① 本人確認を実施<マイナンバーカード（目視）> マイナンバーカードの顔写真を目視で確認し、本人確認【職員】  <マイナンバーカード（暗証番号）> マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の暗証番号を入力【患者】  <iPhone> 患者自身のスマートフォンでマイナンバーカードを表示後、生体認証を実施【患者】  <Android> スマホ用利用者証明用電子証明書の暗証番号を入力【患者】 	① マイナンバーカードを読み取り【患者】 <マイナンバーカード（目視）又はマイナンバーカード（暗証番号）を選択した場合>   <iPhone又はAndroidを選択した場合>  	① 同意内容・処方箋の発行形態の登録完了を確認【職員】 

③ 訪問診療等、往診（マイナンバーカードによる同意取得）の場合（3/3）

初回訪問後に行うこと

資格確認

資格確認・照会番号登録

① レセプトコンピュータ用端末等で資格情報の要求・結果確認



② 照会番号の登録

医療機関等毎に任意で照会番号（患者を特定する任意の番号）を登録しておくことで、次回訪問前にスムーズに患者の特定ができます。

※ レセプトコンピュータ用端末の仕様により差異有^り。詳細は、「レセプトコンピュータ用端末等操作マニュアル」を参照ください。

2回目以降の訪問前に行うこと（継続的な訪問診療等が行われている間）

患者情報の再照会（一括）

訪問する患者情報をアップロード

照会結果を確認・ダウンロード

① 資格確認一括要求ファイルを作成し、オンライン資格確認等システムにアップロード





※ 詳細は、「操作マニュアル(一般利用者・医療情報閲覧者編)」を参照ください。

① アップロード後しばらく時間をおいてから、照会結果を確認・ダウンロード





① 電子カルテシステム等の端末で検索条件を入力し、患者の情報を検索 ※患者から同意を取得している場合のみ



② 電子カルテシステム等の端末より患者の薬剤情報等・特定健診等情報・臨床情報を閲覧



※ 詳細は、「電子カルテシステム等操作マニュアル」を参照ください。

患者情報の再照会（個別）

訪問する患者情報の入力・検索

照会結果を確認・ダウンロード

① 診療区分に「訪問診療等」を選択のうえ、患者の保険者番号、被保険者資格に係る番号・枝番、生年月日、資格確認日をオンライン資格確認等システムに入力し検索





※ 詳細は、「操作マニュアル(一般利用者・医療情報閲覧者編)」を参照ください。

① 照会結果を確認・ダウンロード



① 電子カルテシステム等の端末で検索条件を入力し、患者の情報を検索 ※患者から同意を取得している場合のみ



② 電子カルテシステム等の端末より患者の薬剤情報等・特定健診等情報・臨床情報を閲覧



※ 詳細は、「電子カルテシステム等操作マニュアル」を参照ください。

継続的な訪問診療等の終了時に行うこと

患者の閲覧同意取消し

同意取消し照会

同意取消し完了

① 資格確認端末等よりオンライン資格確認等システムの「同意取消照会」にて保険者番号、被保険者資格に係る番号・枝番、生年月日を入力



① 患者の資格情報から対象患者であることを確認し、同意を取り消す



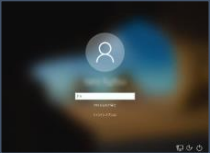
※ 詳細は、「操作マニュアル(一般利用者・医療情報閲覧者編)」を参照ください。

処方・調剤情報

電子処方箋導入済みの場合、薬剤情報等閲覧時に、電子処方箋管理サービスに登録された直近のお薬のデータである「処方・調剤情報」（院内処方の情報を含む。）を、追加で確認することができます。

④ オンライン診療等（マイナンバーカードによる同意取得）の場合（1/2）

業務開始時・終了時に行うこと（毎日）

業務開始前に行うこと	業務終了時に行うこと
端末の電源を入れる・ログインする	端末の電源を切る
① 資格確認端末の電源を入れる ② 資格確認端末にログインする 	① 資格確認端末の電源を切る ※ 画面に更新が必要な旨表示された場合、再起動完了を行った上で、シャットダウン ※ 画面表示できない資格確認端末を使用している場合、資格確認端末の電源は切らない 

※ 以下の  は、電子処方箋管理サービス導入済みの病院・診療所の場合、表示されます。

予約時に行うこと（患者操作）

同意取得・資格確認					
マイナ在宅受付Webアクセス	同意内容の選択	処方箋の発行形態の選択	登録内容の確認	本人確認	登録完了
① オンライン診療等アプリからアクセス  ② 二次元コード等からアクセス 	① 診療予約日の確認、医療情報の閲覧同意の内容を選択 	① 希望する処方箋の発行形態を選択 	① 登録内容を確認 	＜実物のマイナンバーカードを使用する場合＞ ① 実物のマイナンバーカードの暗証番号入力、読み取り  ＜スマートフォンのマイナンバーカードを使用する場合＞ ① 生体認証又は暗証番号入力を実施 [生体認証等]  [暗証番号入力] 	① 同意内容・処方箋の発行形態の登録完了を確認 
※ 詳細は、「マイナ在宅受付Webシステム操作マニュアル(オンライン診療等編)」を参照ください。					

④ オンライン診療等（マイナンバーカードによる同意取得）の場合（2/2）

診療前に行うこと

資格情報の照会（一括）

該当する患者情報をアップロード

照会結果を確認・ダウンロード

照会番号登録

① 資格確認一括要求ファイルを作成し、オンライン資格確認等システムにアップロード



① アップロード後しばらく時間をおいてから、照会結果を確認・ダウンロード



① 照会番号の登録
医療機関等毎に任意で照会番号（患者を特定する任意の番号）を登録しておくことで、次回診療前にスムーズに患者の特定ができます。

※ 詳細は、「操作マニュアル(一般利用者・医療情報閲覧者編)」を参照ください。

資格情報の照会（個別）

該当する患者情報の入力・検索

照会結果を確認・ダウンロード

照会番号登録

① 診療区分に「オンライン診療等」を選択のうえ、患者の保険者番号・被保険者資格に係る番号・枝番、生年月日、資格確認日をオンライン資格確認等システムに入力し検索



① 照会結果を確認・ダウンロード



① 照会番号の登録
医療機関等毎に任意で照会番号（患者を特定する任意の番号）を登録しておくことで、次回診療前にスムーズに患者の特定ができます。

※ 詳細は、「操作マニュアル(一般利用者・医療情報閲覧者編)」を参照ください。

薬剤情報等（薬剤情報、処方・調剤情報、診療情報）・特定健診等情報・臨床情報閲覧時

薬剤情報等・特定健診等情報・臨床情報検索

薬剤情報等・特定健診等情報・臨床情報閲覧

① 電子カルテシステム等の端末で検索条件を入力し、患者の情報を検索 ※患者から同意を取得している場合のみ



① 電子カルテシステム等の端末より当該患者の薬剤情報等・特定健診等情報・臨床情報を閲覧



※ 詳細は、「電子カルテシステム等操作マニュアル」を参照ください。

処方・調剤情報

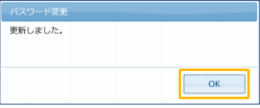
電子処方箋導入済みの場合、薬剤情報等閲覧時に、電子処方箋管理サービスに登録された直近のお薬のデータである「処方・調剤情報」（院内処方の情報を含む。）を、追加で確認することができます。

アカウント管理作業として行うこと（随時）

アカウントの種類

利用者	アカウントの種類	アカウント登録方法	説明
 病院・診療所内の 管理者	- マスタアカウント - マスタアカウントリセット用アカウント	オンライン資格確認 利用申請の実施	管理アカウントの登録作業等でご利用いただくアカウント
	病院・診療所にてアカウント登録・更新・削除に係る作業が必要 管理アカウント	病院・診療所にて登録 ※ 下の作業手順を参照	一般アカウント及び医療情報閲覧アカウントの登録作業等でご利用いただくアカウント
	一般アカウント	病院・診療所にて登録 ※ 下の作業手順を参照	オンライン資格確認、診療情報提供書・退院時サマリーの閲覧のためにご利用いただくアカウント
 医師等有資格者	医療情報閲覧アカウント	病院・診療所にて登録 ※ 下の作業手順を参照	オンライン資格確認及び薬剤情報・診療情報・健診情報・診療情報提供書・退院時サマリーの閲覧のためにご利用いただくアカウント
システム	- 連携アプリ用アカウント - WebAPI用アカウント - 顔認証用アカウント	病院・診療所にて登録 ※ ベンダにて設定可	資格確認端末のセットアップの中で登録済みのアカウント

管理アカウント、一般アカウント及び医療情報閲覧アカウントの登録・更新・削除に係る作業手順

作業担当者	作業手順
 病院・診療所内の管理者	アカウント登録 ① オンライン資格確認等システムに管理アカウント（マスタアカウント）でログイン  ② メニューからアカウント管理（登録）を選択  ③ ユーザIDを指定して登録を実行  ④ パスワードを取得 
	アカウント情報更新/パスワード初期化/アカウント削除 ① オンライン資格確認等システムに管理アカウント（マスタアカウント）でログイン  ② メニューからアカウント管理（更新）を選択  ③ 検索条件を入力してアカウント情報を検索  ④ 更新/初期化/削除を実行  ※ 詳細は、「操作マニュアル(管理者編)」を参照ください。
 各利用者	パスワード変更 ① オンライン資格確認等システムに自身のアカウントでログイン  ② メニューからパスワード変更を選択  ③ 新旧パスワードを入力して変更を実行  ④ 変更を完了  ※ 詳細は、「操作マニュアル(一般利用者・医療情報閲覧者編)」を参照ください。

病院・診療所向け オンライン資格確認・電子処方箋・電子カルテ情報共有サービスクイックガイド

※ 本頁は、電子処方箋管理サービス導入済みの病院・診療所のみご確認ください。

紙
処方箋
の種類

電子

紙の処方箋発行の流れ

処方内容の入力

患者の処方内容を電子カルテシステム等に入力

重複投薬等チェック結果の確認

処方内容に対する重複投薬等チェックの結果を確認

処方箋の登録

処方内容を電子処方箋管理サービスに登録し、引換番号が印字された処方箋を発行

引換番号付き紙の処方箋の提供

引換番号が印字された紙の処方箋を患者に渡す

(参考) 院内処方情報の登録

院内処方の情報の登録に対応している場合、病院・診療所のシステムに登録された院内処方の情報が、電子処方箋管理サービスに登録されます。

※電子処方箋管理サービスへ登録されるタイミング等は病院・診療所の運用やシステム構成により異なります。詳細は担当ベンダにご確認ください。

電子処方箋発行の流れ

処方内容の入力

患者の処方内容を電子カルテシステム等に入力

重複投薬等チェック結果の確認

処方内容に対する重複投薬等チェックの結果を確認

電子署名

電子処方箋に、医師の電子署名を付与

処方箋の登録

電子処方箋管理サービスに、確定した電子処方箋を登録

処方内容（控え）の提供

引換番号が記載された処方内容(控え)を患者に渡す

処方箋発行後の対応

調剤結果の取得

過去に発行した処方箋の調剤結果を取得

電子処方箋管理サービス

調剤結果登録

電子処方箋管理サービスにおける電子処方箋及び紙の処方箋の取扱い

	電子処方箋	紙の処方箋
処方箋の原本	電子	紙
電子処方箋管理サービスに登録するもの	電子処方箋（原本）	処方内容データ
患者にお渡しするもの	処方内容（控え）	引換番号が印字された紙の処方箋

イメージ

処方内容（控え）

こちらは処方箋原本ではありません。

引換番号：123456

マイナンバーカードをお持ちでない方は上記の引換番号を薬局にお伝えください

氏名	発行年月日	使用期限
キケン 太郎 様	2026年 6月 1日	年 月 日

※記載無しは発行年月日含めて4日間有効

□この処方内容（控え）はリフィル処方によるものです（ 回）
※リフィル処方箋とは、症状が安定している患者に発行し、最大3回まで反復利用できる処方箋
※リフィル処方箋の場合は上記に「レ」と総使用回数が記載されます。お薬を受け取った後、次回調剤予定日が以下に記載されますので、その前後7日間以内に薬局に来てください。

□1回目調剤日（ 年 月 日）	次回調剤予定日（ 年 月 日）
□2回目調剤日（ 年 月 日）	次回調剤予定日（ 年 月 日）
□3回目調剤日（ 年 月 日）	次回調剤予定日（ 年 月 日）

（医療機関コード） 13-1-1234567
〒105-0004 東京都千代田区霞が関1丁目2番地2号
医療法人〇〇会 DX病院
TEL 03-0000-0001 FAX 03-0000-0002
（処方医師名） 医師 太郎

【処方内容】
医療上必要
患者希望
RP001 リクシアナOD錠30mg 3錠 28日分
RP002 マグミット錠200mg 3錠 28日分
RP003 アダラートCR錠20mg 1錠 28日分
以下余白

保険者番号	06132013	生年月日	1955年 1月 1日
記号・番号	18982201・10（枝番）01	性別	男
公費負担者番号	87654321	公費受給者番号	1234567
患者特定コード	543210987654321		

電子処方箋対応

引換番号:123456

（この処方箋は、どの保険薬局でも有効です。）

公費負担者番号		保険者番号	
公費負担医療の受給者番号		被保険者資格に係る記号・番号	（枝番）

患者

氏名
生年月日
区分

明大昭和大学
年 月 日
男・女

被保険者
被扶養者

保険医療機関の所在地及び名称
電話番号
保険医氏名
都道府県番号
点数表番号
診療時間
（コード）

交付年月日 令和 年 月 日 処方箋の使用期間 令和 年 月 日
（医療上必要）
変更不可
患者希望
個々の処方箋について、医療上の必要性があるため、後発医薬品（ジェネリック医薬品）への変更が生じ支えがあると判断した場合には、「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載し、「保険医署名」欄に署名又は記名・押印すること。また、患者の希望を踏まえ、先発医薬品を処方した場合には、「患者希望」欄に「レ」又は「×」を記載すること。

処方

備考
（保険医署名）
（変更不可）欄に「レ」又は「×」を記載した場合は、署名又は記名・押印すること。
保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応（特に指示がある場合は「レ」又は「×」を記載すること。）
□保険医療機関へ疑義照会した上で調剤 □保険医療機関へ情報提供
調剤実施回数（調剤回数に応じて、□に「レ」又は「×」を記載するとともに、調剤日及び次回調剤予定日を記載すること。）
□1回目調剤日（ 年 月 日） □2回目調剤日（ 年 月 日） □3回目調剤日（ 年 月 日）
次回調剤予定日（ 年 月 日） 次回調剤予定日（ 年 月 日）

調剤済年月日	令和 年 月 日	公費負担者番号	
保険薬局の所在地及び名称		公費負担医療の受給者番号	

備考 1. 「処方」欄には、薬名、分量、用法及び用量を記載すること。
2. この用紙は、入館と患者希望とすること。
3. 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和51年厚生省令第36号）第1条の公費負担医療については、「保険医療機関」とあるのは「公費負担医療の担当医療機関」と、「保険医氏名」とあるのは「公費負担医療の担当医氏名」と読み替えるものとする。

※ 本頁は、電子処方箋管理サービス導入済みの病院・診療所のみご確認ください。

（参考）病院・診療所内で処方・調剤・投薬する場合

入院患者（退院する患者を含む）に対する院内処方の情報の登録

※医師が電子カルテシステム等に入力した院内処方の情報が電子処方箋管理サービスに送信されるシステム構成の場合

院内処方の情報の入力

（任意）重複投薬等チェック結果の確認

院内処方の情報の登録

患者の処方内容や調剤内容を電子カルテシステム等に入力

処方内容や調剤内容に対する重複投薬等チェックの結果を確認

電子カルテシステム等に登録された院内処方の情報が、電子処方箋管理サービスに登録される

※ 電子処方箋管理サービスへ登録されるタイミング等は病院・診療所の運用やシステム構成により異なります。詳細は担当ベンダにご確認ください。

外来患者に対し院内処方を実施する場合の重複投薬等チェック・院内処方の情報の登録

※医師が電子カルテシステム等に入力した院内処方の情報が電子処方箋管理サービスに送信されるシステム構成の場合

院内処方の情報の入力

重複投薬等チェック結果の確認

処方・調剤・投薬の実施

院内処方の情報の登録

患者の処方内容や調剤内容を電子カルテシステム等に入力

処方内容や調剤内容に対する重複投薬等チェックの結果を確認

病院・診療所ごとに定められた従来の運用に沿って、処方・調剤・投薬等を実施

電子カルテシステム等に登録された院内処方の情報が、電子処方箋管理サービスに登録される

※ 電子処方箋管理サービスへ登録されるタイミング等は病院・診療所の運用やシステム構成により異なります。詳細は担当ベンダにご確認ください。

※ 本頁は、電子カルテ情報共有サービス導入済みの病院・診療所のみご確認ください。

① 診療情報提供書の登録・閲覧の流れ

診療情報提供書の登録の流れ

紹介先の
受信状況確認

紹介先の病院・診療所が診療情報提供書を受信できるか確認【職員】



同意の取得

患者から以下の同意を取得【職員】
電子カルテ情報共有サービスを利用して、紹介先の病院・診療所に診療情報提供書を送付してよいか



診療情報提供書の作成

診療情報提供書を作成【職員】



診療情報提供書の登録

診療情報提供書・添付情報を電子カルテ情報共有サービスに登録【職員】



診療情報提供書の閲覧の流れ

受診文書一覧の取得

自施設宛の診療情報提供書があるか電子カルテ情報共有サービスに照会【職員】



診療情報提供書の取得・閲覧

一覧から取得・閲覧したい診療情報提供書を取得し、電子カルテシステム等で閲覧【職員】



ポイント 紹介先の電子カルテ情報共有サービス利用状況の確認方法について

電子カルテ情報共有サービスを利用して診療情報提供書を送信するには、紹介先の病院・診療所が電子カルテ情報共有サービスを通じて診療情報提供書を受信できる必要があります。紹介先の病院・診療所の受診可否を確認するには、以下の2つの方法があります。

- ① 電子カルテ情報共有サービスの検索機能を利用する方法
- ② システムベンダが独自に実装した機能を利用する方法

①の場合は、都道府県コードを指定した上で、医療機関コード・医療機関名※・医療機関名（カナ）※・電話番号・郵便番号・所在地※の検索キーを組み合わせることにより紹介先の病院・診療所を検索可能です。

②の場合は、システムベンダによって検索機能の仕様が異なるため、詳細についてはお使いの電子カルテシステム等の仕様をご確認ください。

※あいまい検索に対応しています。

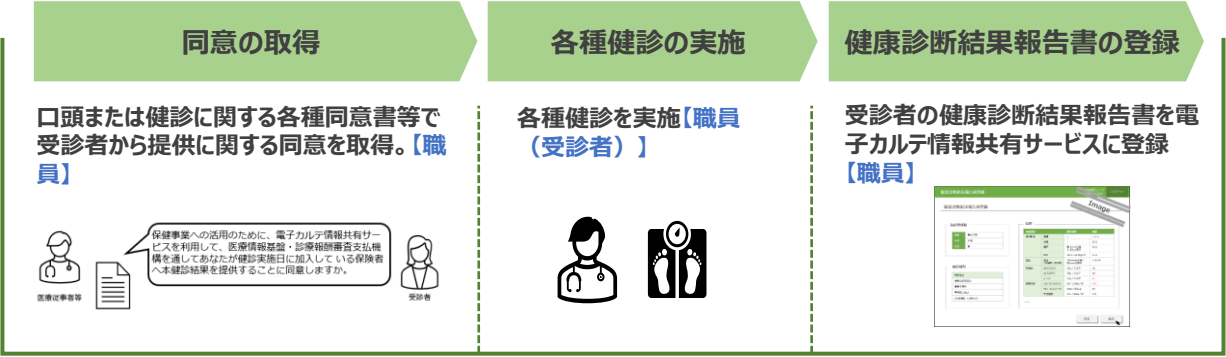
ポイント 退院時サマリーの添付について

退院時サマリーは、患者の退院後に紹介先医療機関へ診療情報提供書の添付文書として送付することが可能です。

※ 本頁は、電子カルテ情報共有サービス導入済みの病院・診療所のみご確認ください。

②健康診断結果報告書の登録の流れ

健康診断結果報告書の登録の流れ



ポイント 電子カルテ情報共有サービスに登録できる健診種別について

電子カルテ情報共有サービスへの登録対象の健診種別は以下のとおりです。

No	健診種別	対象者		補足事項
		被保険者及び被扶養者	医療扶助における被保護者	
1	特定健康診査（特定健診）	対象	対象外	口頭または健診に関する各種同意書等の書面で、受診者から提供に関する同意を取得できた場合にのみ、電子カルテ情報共有サービスへの登録対象とする。
2	後期高齢者医療健康診査（後期高齢者健診）	対象	対象外	
3	事業者健診（一般定期健康診断等）	対象	対象外	
4	学校保健安全法、及び労働安全衛生法に基づく職員健診	対象	対象外	
5	保険者が実施する特定健診等以外の健診	対象	対象外	
6	保険者以外が行う特定健診等に相当する健診	対象	対象	

※ 本頁は、電子カルテ情報共有サービス導入済みの病院・診療所のみご確認ください。

③ 臨床情報の登録の流れ

傷病名の登録の流れ

傷病名の入力

診察結果や検査結果から判断した患者の傷病名を電子カルテシステム等に入力【職員】



未告知設定
長期保存設定

電子カルテシステム等上で未告知設定・長期保存設定を付与【職員】



傷病名の登録

電子カルテシステム等上で傷病名を登録【職員】



薬剤アレルギー等・その他アレルギー等の登録の流れ

薬剤アレルギー等・その他アレルギー等の入力

薬剤アレルギー等・その他アレルギー等を電子カルテシステム等に入力【職員】



長期保存設定

必要に応じて長期保存設定を付与【職員】



薬剤アレルギー等・その他アレルギー等の登録

電子カルテ情報共有サービス上で薬剤アレルギー等・その他アレルギー等を登録【職員】



感染症の登録の流れ

感染症検査結果の登録

電子カルテ情報共有サービス上に感染症検査結果が登録【職員】



患者共有設定
長期保存設定

感染症検査結果を患者に説明し、必要に応じて患者共有設定、長期保存設定を付与【職員】

検査は、長期保存設定の対象外です



検査の登録の流れ

感染症検査結果の登録

電子カルテ情報共有サービス上に検査結果が登録【職員】



ポイント 臨床情報とは					
	臨床情報				
情報名	傷病名	感染症	薬剤アレルギー等	その他アレルギー等	検査
概要	診断をつけた傷病名	5項目の検査結果 ・梅毒STS ・梅毒TP抗体 ・HBs ・HCV ・HIV	薬剤アレルギー等	薬剤以外のアレルギー等（食品・飲料、環境等）	救急・生活習慣病に関わる43項目の検体検査結果

ポイント 未告知設定・長期保存設定・患者共有設定の付け方			
名称	情報	対象	結果
長期保存	傷病名、感染症、薬剤アレルギー等、その他アレルギー等	長期の保存が必要であると判断した情報に対して設定を付ける。	通常の保存期間（5年間）を超えても、電子カルテ情報共有サービスに情報を保存する。
未告知	傷病名	患者に告知していない傷病名に対して設定を付ける。	患者への共有（マイナポータル経由）が行われない。なお、他医療機関等には傷病名とともに患者に未告知であることが共有される。
患者共有	感染症	患者への共有が可能であると判断した感染症に対して設定を付ける。	患者への共有（マイナポータル経由）が行われる。なお、患者共有設定がされていない場合は、他医療機関等には感染症検査結果とともに患者に共有していないことが共有される。

※ 本頁は、電子カルテ情報共有サービス導入済みの病院・診療所のみご確認ください。

④患者サマリーの登録の流れ

患者サマリーの登録の流れ

患者サマリーの作成

患者サマリーの登録

患者サマリーの作成にあたって「医療機関名」、「診療科名」、「医師氏名」、「外来/入院区分」、「指導日」、「傷病名」及び「療養上のアドバイス」を電子カルテシステム等に入力【職員】



患者サマリーを電子カルテ情報共有サービスに登録【職員】



ポイント「療養の計画・アドバイス」の記載例

服薬や運動等について、医師から患者に対して情報連携する必要がある指導内容を記述します。以下に、記載内容の例を示します。

＜記載内容の例＞

- 致命的な疾患リスク、既往を持つ患者、重症疾患を持つ患者に対するの注意事項
- 今後の加療の見通し（治療の流れについての確認）
- 慢性的な疾患（生活習慣病等）で、症状が安定している患者に対する指導

注意事項 患者サマリー作成時の留意事項

療養上の計画・アドバイスの記載内容について、改行を含むことは可能ですが、文字装飾（太字、下線、文字色、フォントサイズ変更等）やハイパーリンクの埋め込み等はできず、文字数は最大9,999 字までとなります。

また、患者サマリーにPDFファイルや画像ファイルを添付することはできません。

ポイント 患者サマリーの項目一覧

項目一覧	項目内容詳細	登録方法
医療機関名	患者サマリーを登録した病院・診療所の基本情報	病院・診療所において手入力または自動入力
診療科名		
医師氏名		
外来/入院区分		
指導日		
傷病名	患者サマリーとして登録した傷病名（療養上の計画・アドバイスを記述する上で関連する傷病名を対象とする）	電子カルテ情報共有サービスより自動入力
療養上の計画・アドバイス	患者サマリーとして登録した療養上の計画・アドバイス	
検査情報	指導した病院・診療所が電子カルテ情報共有サービスに登録した検査43項目（自医療機関での指導日から起算して直近過去30日分）	
処方情報※	指導した病院・診療所が電子処方箋管理サービスに登録した院外処方箋情報（自医療機関での指導日から起算して直近過去30日分）	電子処方箋管理サービスより自動入力
薬剤アレルギー等※2	電子カルテ情報共有サービスに保存されている薬剤アレルギー等、その他アレルギー等（他医療機関を含む閲覧時の情報）	電子カルテ情報共有サービスより自動入力
その他アレルギー等※2		
感染症情報※2	電子カルテ情報共有サービスに保存されている感染症 5 項目（他医療機関を含む閲覧時の情報）	

電子処方箋管理サービスを利用していない場合は、患者サマリーに処方情報が表示されません。なお、電子処方箋管理サービスを利用していない場合でも、電子カルテ情報共有サービスにおける患者サマリーの作成は可能です。